

「種子法廃止」は国を滅ぼす大悪政

コメなどの種子の安定供給を国や都道府県に義務付けている主要農作物種子法(種子法)が四月一日に廃止される。日本の食料安全保障が脅かされる恐れがあり、本誌は昨年四月・五月号で繰り返し同法廃止の危険性を指摘した。しかし、主要メディアの関心は低く、種子法の廃止自体、ほとんど報道されていない。依然として、知的財産権として種子を保護する「種苗法」や、遺伝子組み換え生物を規制する「カルタヘナ法」との混同も多い。種子法は、主食を増産するためコメ、麦、大豆を対象に一九五二年に制定された。同法に基づいて、国や都道府県の公的研究機関(農業試験場)が品種改良した種子を奨励品種に指定し、低価格で農家に販売してきた。

種子法廃止で、品種改良や普及を担ってきた農業試験場の機能が縮小する可能性がある。公費の投入で割安だった種子は値上がりするだろう。民間企業の種子は、優れた特性を維持できるのが一代限りの種(F1)が多く、農家の自家採種はできない。種子を民間企業に依存するようになると、その品

種に最適な農業、肥料、さらに農機具を購入せざるを得ない状況に追い込まれる。ビジネス化された生産システムに組み込まれ、表現はきついが「シャブ漬け」にされて、グローバル企業の「農奴」と化す恐れがある。その意味で、医薬・化学企業や商社にとって、農業分野は安定的なもうけを期待できるおいしい市場であり、彼らの参入を阻む農業協同組合を敵視してきた。これだけなら、グローバル企業と農協の利権争奪という単純な構図にみえるかもしれない。

しかし、種子法廃止の不利利益は農家だけにとどまらない。コメの場合、地域の特性に応じて約三百の栽培品種があるが、民間企業はもうかる品種しか販売しない。食料安全保障の基本である産地の分散化と品種の多様性は失われ、害虫や天候の異変に非常に弱くなる。壊滅的な凶作でコメ不足になった

時に、米国産のコメを頭を下げて購入するしかなくなるだろう。

さらに種子法廃止のいかがわしさは、昨年五月に成立した「農業競争力強化支援法」とセットで解釈するとあぶり出されてくる。同法第八条四号に「公的試験研究機関が有する種苗の生産に関する知見を民間事業者へ提供することを促進する」とある。戦前から営々と蓄積された公的な資産である種子の情報や増殖技術を、民間にくれてやるという話なのだ。これと比べれば国有地の格安払い下げなど、かわいいものだ。

見返りのないTPPの「入場料」

農水省の奥原正明事務次官は、念を押すように昨年十一月十五日、都道府県に対して「種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業に対して提供する役割を(都道府県が)担う」という通知を出し

た。見事なまでの官邸へのごますり役人、「政僚」(篠原孝衆議院議員の造語)ではないか。

一般の納税者や国民にとっても不利益な種子法廃止を、なぜ安倍政権は急いだのか。状況証拠的にみると、二〇一三年三月に安倍政権が環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加を決めた際、いわゆる「入場料」として、種子法廃止を含む規制緩和を密約した可能性が高い。政府はTPP交渉の経緯について、まったく情報を公開しないため仮説にすぎないが、米国はしたたかだ。TPPから離脱しても取るものは取っている。米国に梯子を外された安倍政権は、本来なら「入場料」を取り返しに動いて然るべきなのに、見返りもないまま一方的に約束を履行している。「種子法廃止はTPPの先取りのもの」(山田正彦元農水相)という指摘は、的外れではない。

主要メディア

アが沈黙する中、種子法廃止の問題点をわかりやすく説明しているのが「月刊日本」の二月号増刊「日本のお米が消える」だ。十五年前から編集部員が茨城県水戸市郊外に借りた田んぼで稲作を続けてきただけに、コメに対する知識と愛情は中途半端ではない。ただ同誌が一連の「陰謀の真犯人」を「モンサント」と決めつける点は、いささか安直だ。

種子関連の多国籍企業は日本だけを狙い撃ちしてきたわけではない。米国においても一九八〇、九〇年代に多国籍企業による中小種子会社の買収が加速し、従来は州の農業試験場や州立大学が中心



安倍首相の愛国とは農業を多国籍企業に売り渡すことなのか

になって種子を供給していたのが、ビジネス化した。久野秀二京大大学院教授の調査によると、大豆の場合一九八〇年に公共品種のシェアが七割だったのが、九八年に一割に急低下した。ダウ・デュポン、モンサントなど大手四社だけで約八割のシェアがあり、ほとんどは遺伝子組み換え種子だ。

TPPの最大の特徴は、グローバル化に対応した「二十一世紀型」の協定である点だ。交渉自体は各国の政府が担っているが、最強のプレイヤーは多国籍企業であり、投資ルールの策定や規制緩和は国と国の対立ではなく、グローバルに展開する多国籍企業と各国の内法との間で摩擦が生じる。

だからこそ、企業が国を訴えることができる投資家国家間紛争処理手続き(ISDS)が各国で強い批判を浴びてきた。トランプ大統領が就任直後、アマゾンなどグローバル企業を強く批判したことを想起するべきだ。

種子法廃止などによる農業のビジネス化で最大の利益を享受するのは、米国という「国」ではなくて、ダウ・デュポンのような医薬・化学コングロマリットなどのグローバル企業だ。もちろんモンサントもその一角だが、モンサントが米国の国益ならば、なぜバイエル(ドイツ系)に買収されたりするだろうか。デュポンは二〇一五年末にダウ・ケミカルと経営統合、翌一六年にはシンジェンタ(スイス)が中国化工集団(ケムチャイ

紙幅が尽きた。種子法廃止の数々の問題は、前述の「月刊日本」に譲るとして、今後どのような対応が必要か。いうまでもなく超党派の議員たちで「種子法廃止法廃止法案」を提出して、議員立法で種子法を復活するのが最善だ。それが難しい場合は、各県レベルで条例を制定して種子供給の公的関与を維持することだ。これは早ければ早いほどよい。外資系企業がコメなどの種子事業に本格参入した後では、「条例によって利益を喪失した」として、ISDSで訴えられる恐れがあるからだ。幸いTPPは未だ発効せず、米国はTPPから離脱し、日本と欧州連合(EU)の経済連携協定(EPA)はISDSなどの投資ルールを含んでいない。自治体レベルの迅速な対応が問われる局面だ。